(仮称) 山口市まちづくり 基本条例の策定について

自治振興部 協働推進課



- ・ 地方分権の進展(第三の改革)
- ・少子・高齢化の進展
- ・人口の減少、人口構造の変化
- ・価値観やライフスタイルの多様化
- ・市民参加意識の高まり
- ・合併後の一体感の醸成
- ・厳しい財政状況

等



新たな社会課題や地域課題への対応

すべての行政需要に対応できない 行政資源も、質・量ともに限りがある

住民自治(地域の課題は、地域で解決) 市民と行政の協働の必要性



まちづくりのキーワード

「情報の共有化」

「市民参加、市民参画」

「協働」

「住民自治」



まちづくり基本条例とは・・

一般的に

- ・まちづくりの基本理念や基本ルール
- ・市民の権利や責務
- ・行政の役割や責務
- ・協働のあり方
- ・市民参加や参画のあり方など
 - ⇒ 様々な主体の関わり方を示したもの



総合計画との違いは・・・

総合計画(まちづくり構想、まちづくり計画、 実行計画)

- ・まちづくり構想(基本構想)
 - →山口市の目指すまちの姿
- ・まちづくり計画、実行計画
 - →まちづくり構想の具体的な目標、施策

◎まちづくり基本条例は、総合計画と車の両輪



条例策定の目的は・・・

市民のみなさんの議論を通して

- まちづくりのあり方を明らかにする
- まちづくりのあり方を共有する
- ・市民参加と協働によるまちづくりを 推進する

市民会議の役割は・・・

◎所掌事務

- ・条例素案を市長に提言
- ・条例素案の具体的な内容の検討
- ・まちづくり審議会や地域等との意見交換
- ・ワークショップやフォーラムの開催
- ・その他に自主的な会議(勉強会)



市長への提言は・・・

平成20年7月頃を目標に

※ 市民会議の検討状況により、変更もあります



条例をいつ議会に・・・

平成20年12月議会に上程予定

※ 市民会議の検討状況により、変更もあります



議論をする中で

山口市のまちづくりにおける

市民、地域活動団体、市民活動団体、 事業者、行政など様々な主体の それぞれの関わり方を形にする

おわりに

この条例を

- ・みんなでつくり
- ・みんなで使い(理解し)
- ・みんなで育てる条例に